

生物多様性条約の目的の一つである、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分：Access and Benefit Sharing（以下「ABS」という。）」を実行するための国際的なルールである名古屋議定書が2014年に発効しました。日本は、2017年8月20日に締約国となり、国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置による生物多様性の確保に関する指針」が適用されます。

研究者の方が海外から遺伝資源を日本に持ち込む場合、事前にABSに対応する手続きを行うことが重要となり、必要な手続きを怠った場合、研究の差し止めや研究論文が承認されない等の可能性があります。研究の推進に大きなリスクとなります。

そこで本学では、以下のとおり対応することといたします。



遺伝資源取得の手順

- ①海外由来の遺伝資源^{※1}を利用した研究を予定している教員は、下記の相談等担当部署（研究推進課）までご相談ください。（研究室所属の学生または研究員等が利用する場合も指導教員がご相談ください。）
例）・海外の研究者から遺伝資源の提供を受けて、共同研究を行う。
・海外遺伝資源に関連した伝統的知識（例：薬草の効能等）に関する研究を行う。
・留学生が自国の遺伝資源を日本に持ち込み、研究を行う。
- ②研究推進課で、名古屋議定書等対応が必要かどうか、提供国の法令等確認しますので、**独自に判断せず、まずは研究推進課にご相談をお願いします。**
- ③対応が必要な場合は、提供国の当事者（遺伝資源を提供してくれる研究者等）の所属機関と埼玉大学との間で共同研究契約書等を結びます。この際、MAT^{※2}も取り決めて記載する必要がありますが、当該手続きにおいては提供国の当事者の協力が必要となります。なお、研究推進課では、提供国の当事者を探すことは行いませんので、教員各自で見つけるようにしてください。
- ④提供国の当事者や所属機関に協力してもらい、教員が提供国政府からPIC^{※3}を取得します。提供国政府とのやり取りや手続きにおいては、提供国所属機関および当事者の協力が重要です。
- ⑤提供国の当事者から、遺伝資源の提供を受けます（もしくは、提供国から日本に遺伝資源を持ち込みます）。なお、**取得したPIC等は研究推進課で記録として管理します。手続き上、教員個人が署名した場合であっても、その写しを研究推進課で保管しますのでご提出ください。**

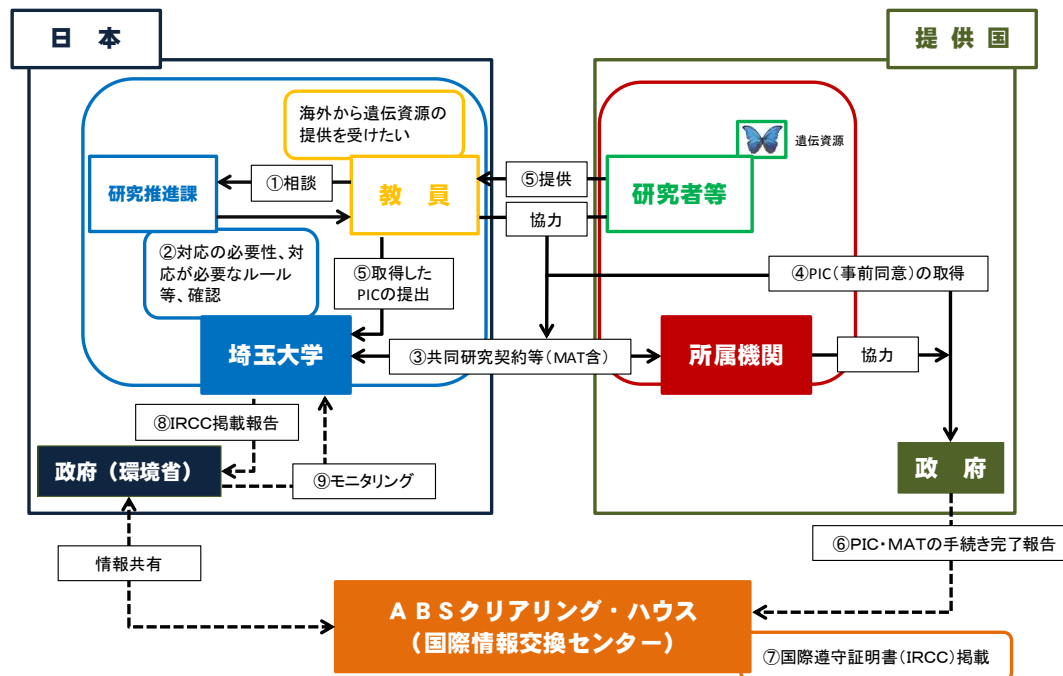
※1 遺伝資源とは、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他（ウイルスも含む）に由来する素材のうち価値があるもの」で、例えばウイルスや種子、薬草の効果等の伝統的知識も含まれますが、ヒトの遺伝資源は含まれません（2017年8月現在）。

※2 MAT (Mutually Agreed Terms) とは、ABS に関して相互に合意する条件のことを指します。具体的には、提供国への利益配分（例：特許共有、ロイヤリティ）のことですが、学術研究の場合は、論文共著等、非金銭的な利益配分

となります。

※3 PIC (Prior Informed Consent) とは、遺伝資源の提供国の政府もしくは管理当局から発行される遺伝資源取得についての同意書。国によってはPICが不要な場合もあります。

(参考) ABS 手続きの流れ



相談等担当部署

研究協力部研究推進課

e-mail:kshinkou@gr.saitama-u.ac.jp 電話：048-858-3010 (内線：3156・3159)

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チームと連携し、PIC 取得までの支援（提供国の法令等の情報収集、共同研究契約手続き等）を行います。



参考資料

- ・ [「名古屋議定書リーフレット」](#) (ABS 学術対策チーム HP)



関連リンク

- ・ [「名古屋議定書」](#) (外務省 HP)
- ・ [環境省：遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分](#)
- ・ [文部科学省ライフサイエンス課：遺伝資源へのアクセスと利益配分 \(ABS\) について](#)
- ・ [国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 学術対策チーム](#)